

5月1日から29日まで、皆さんからのご意見を募集します

「ごみの減量化等に向けた方策について」 中間提言の概要をお知らせします

ごみ処理に関する問題は、身近な環境問題です。十和田地域広域事務組合「ごみ有料化等検討委員会」では、当地域のごみ処理に関する課題解決に向け、次の内容で議論を進めてきました。

- 1 ごみの分別・減量化・資源化
- 2 ごみの有料化
- 3 ごみ問題に対する理解・教育・コンセンサスの醸成について

これまでの議論で出された意見を「ごみの減量化等に向けた方策について」中間提言としてまとめましたので、その概要をお知らせします。

1 ごみの分別・減量化・資源化

ごみの減量やリサイクル推進のためには適正な分別排出が不可欠で、ごみを排出する住民一人ひとりが排出責任を自覚することが必要です。

- ▼監視活動の強化
- ▼家庭ごみ有料化の導入
- ▼戸別収集の導入
- ▼分別排出補助ボランティアの導入
- ▼出前講座の開催、施設見学の実施

- ▼事業系ごみ処理手数料の見直し
- (2)ごみの減量（ごみ排出の抑制）
- ▼生ごみ堆肥化（自家処理の推進）
- ▼ネットワークの構築
- (3)ごみの資源化（リサイクルの推進）
- ▼資源集団回収への支援
- ▼焼却灰リサイクルによる最終処分場の延命化
- ▼牛乳パックのリサイクル

2 ごみの有料化

家庭ごみの有料化は、「ごみの排出量に応じた負担の公平化」、「ごみの減量とリサイクルの推進」のために検討が必要です。

- (1) 有料化の理解・PR
- ▼公聴会・意見交換会の開催、パブリックコメントの募集
- ▼住民説明会の開催
- ▼広報媒体の活用
- (2) 有料化制度の仕組み作り
- ▼有料化制度の設計
- ▼手数料減免との併用（市町村で対応すべき事項）
- (3) 事業系ごみの処理手数料
- ▼適正な料金設定の提案とごみ処理手数料の改定

- (4) その他の施策との併用
- ▼不適正排出、不法投棄対策

3 ごみ問題に対する理解・教育・コンセンサスの醸成について

ごみの適正処理には、住民・事業者の皆さんに、ごみの排出方法および処理状況などを十分に理解してもらうことが必要です。

- (1) ごみ処理に対する理解と啓発
- ▼啓発・広報活動の実施
- ▼事業者への説明会の開催
- (2) 環境教育・学習
- ▼学校給食用牛乳パックのリサイクル促進
- ▼地域・学校・市町村との協働
- ▼事業者と消費者の協働

※「ごみの減量化等に向けた方策について」中間提言の詳細は、事務組合ホームページをご覧ください。
<http://www.net.pref.aomori.jp/towada-kjs/yuryokah.html>

問い合わせ先

十和田地域広域事務組合業務課
(☎ 2654)

十和田市教育委員会の 事務点検・評価が始まりました

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正（平成20年4月施行）され、平成20年度から毎年その権限に属する事務の管理および執行状況について、事務点検・評価を行い、その結果を公表することになりました。

市教育委員会では、市民への説明責任を果たし、効果的な教育行政を推進するため、十和田市教育施策の基本方針に基づく主な事業を対象に平成20年度は次のとおり平成19年度に実施した事業について、事務点検・評価を行いました。

- ▼学校教育の充実（20事業）
- ▼社会教育の充実（98事業）
- ▼スポーツ活動の推進（15事業）
- ▼文化の創造と保存・活用（18事業）

結果は、「平成20年度十和田市教育委員会の事務点検および評価に関する報告書」にまとめ、市内の公民館および市民図書館に備えています。また、市ホームページをご覧ください。
<http://www.net.pref.aomori.jp/city/towada/>

問い合わせ先

教育委員会教育総務課
(☎ 5111 内線6502)